

2 指導の重点

(1) 各教科、道徳科、外国語活動、総合的な時間、特別活動

ア 各教科

- (ア) 国・都・本校独自の学力調査等の結果を踏まえ、習熟度別指導ガイドラインに基づいた習熟度別少数指導の充実、**適切な学習のペースの確保、評価の明確化**等、個に応じた指導方法の工夫、補習教室の効果的活用により、児童一人一人の基礎的・基本的な学力の定着を図る。
- (イ) 「主体的・対話的で深い学び」の視点に立ち、問題解決的な学習、言語活動を重視するとともに、ねらいに即した振り返りの視点を明確にした授業の実現を目指す。各教科等の教育内容を相互の関係で捉えた教科横断的な学習や、児童が主体的に自ら考え、判断し、行動できる教育活動を授業や行事の中に設定し、**自己肯定感と学習意欲の向上**を育むための資質・能力の育成を図る。
- (ウ) 児童の望ましい学習習慣の確立のために、**学力の向上と知識・技能の定着**を図り、家庭学習の状況を把握する。結果の分析に基づき、各学年の課題を示し、課題解決のための手立てを提示することで、家庭学習の**達成率**の向上と内容の充実を図る。

イ 道徳科

- 「心やさしい子」を育てるために、道徳教育推進教師を中心に教育活動全体で道徳教育の充実を図る。道徳教育の中に児童が主体的に参加する体験活動を取り入れる。社会貢献や奉仕活動、自然や生命の関する活動等、子供たちの社会に対する問題意識の醸成を図る。
- (ア) 道徳の授業を要として主体的に自己の生き方についての考えを深め、よりよく生きようとする前向きな心情や実践的な道徳力を育む。
- (イ) 家庭や地域社会との密接な連携を図るために、**道徳授業地区公開講座**を開き、組織的で一貫した道徳教育を推進する。
- (ウ) **性同一性障害者(性自認)**や**性的思考における多様性**を知る機会を充実させるとともに、**偏見や差別意識**を生まない集団形成の推進を図る。

ウ 外国語活動

- (ア) 発達段階に応じた言語活動を通して、コミュニケーションの能力の素地をつくる。またTGG等の体験的な活動を通し、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成したり、ALTとの必然性のある外国語のやり取りを通して、外国語教育の充実を図ったりする。

エ 総合的な学習の時間

- (ア) 各教科・領域との関連を明確にした計画を基に地域人材の活用や体験的活動の多様化を図り、「**問題解決能力**」や「**探求力**」、**教科横断的な「思考力・判断力・表現力**」を育成に努める。各学年の発達段階に応じて、情報を安全に利用できる力を身に付けさせる情報モラル教育及びデジタルリテラシー教育の推進を図る。

オ 特別活動

- (ア) 主権者教育の視点に立つ自発的、自治的な学校行事、学級活動、児童会活動（**中央委員会を設け、児童が主体的に参画する学校づくり学校方向性にする。**）、クラブ活動の改善と充実を図ることで集団の一員としての自覚を高めるとともに、心身の調和の取れた発達と個性、主体性の伸長を図る。
- (イ) 異年齢児童の集団活動を行い、関わり合いと学び合いの機会を広げながら自己の生き方についての考えを深め、**自己有用感**を高める。

(2) 特色ある教育活動

- ア 年2回の学級満足度調査の結果を学級経営に生かすとともに、人権尊重の精神を基盤にした教育活動の徹底を図る。
- イ 年度末に実施する学力定着度テストにおける児童個々の理解度を把握し、指導方法の工夫（授業改善等）に役立てる。
- ウ オリンピック・パラリンピック教育におけるレガシーを引き継ぎ、日本の伝統文化教育の推進を図る。また、芝生での運動を積極的に取り入れて体力の向上を図るとともに、芝生の維持管理を通して環境についての意識を高める。
- エ 図書館支援員と連携し、学校図書館を効果的に活用する。市民図書館とも連携し、調べ学習の充実や読書活動の推進により、学力向上を図る。

(3) 生活指導・進路指導

ア 生活指導

- (ア) 安心・安全な教育環境の中で自他を尊重し、人とのつながりを大切にして、公共性や道徳性などの社会的生活習慣の獲得を目指す。
- (イ) 昭島市いじめ対策推進基本方針（令和8年度改訂）を踏まえた、いじめ防止対策の確実な実施し、学校いじめ対策委員会を中心にいじめの早期発見、早期対応等を行うための、「いじめ認知報告書及び解消報告書」、「いじめ防止アンケート」、「家庭版『いじめ発見シート』」等の活用と記録の重要性の継続周知を行う。SCを活用しSOSの出し方に関する教育を全学年で計画的に実施する。
- (ウ) 「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を踏まえた、いじめ対象児童・生徒や保護者等に寄り添った対応を進めたり、「いじめ防止ポスター」の作成や掲示、啓発活動による、いじめを許さない意識の向上を図ったりする。
- (エ) 児童の安全確保について家庭・地域・関係機関と連携し、防災訓練、セーフティ教室等を実施するとともに「東京マイ・タイムライン」や「防災ノート」を活用した自助・共助の力を身に付けるための実用性のある学習活動・防災教育を推進していく。
- (オ) 不登校及び不登校傾向の児童についてSC及びSSWへ早期の段階で相談・連携し、支援や校内別室での指導を行う。また、関係機関と連携した社会的自立に向けた組織的な支援を行う。また教育相談体制の充実を行う。
- (カ) 生命の尊さを学び、生命を大切にする考えや、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を身に付けるための「**生命（いのち）の安全教育**」をはじめとする指導を体育科・道徳科等の学習と関連付けて行う。
- (キ) 不登校や教室に入ることができない児童に対する学びを止めないためのオンライン授業の環境を整え、学習支援を図る。

イ 進路指導

- (ア) キャリア・パスポートを活用し、自己のよさや可能性に気付かせ、自己の生き方を考えさせるとともに、進級の準備や上級学校へ進学する心身の準備ができるような指導の工夫をする。
- (イ) 瑞雲中学校校区の小中一貫教育研究の成果を生かすとともに、中学校との連携を密にしてキャリア教育の充実を図る。
- (ウ) 就学前教育との円滑な接続を図るためのスタートカリキュラムを実施する。また、「幼児期に育ってほしい10の姿」について幼保小との連携を図り、保護者にも発信していく。